

交通安全施設等整備事業について

本村では、交通安全施設の充実を図るため、交通安全施設整備事業を実施しています。各地区において、施設（カーブミラー等）の設置希望がありましたら、下記により提出していただきますようお願い致します。

なお、要望箇所の申請の際は地区内で調整の上、区長名で申請頂きますようお願いいたします。

記

- 1 安全性確保の点から施設の設置が早急に必要な場所であること。
- 2 施設の設置に当たって地主の承諾を得ていること。
- 3 施設設置後は各地区で責任をもって管理すること。
- 4 設置希望がある場合は、別紙申請書に現場図面・写真等を添付のうえ、5月中旬頃までに提出して下さい。

また、その後に設置する必要が生じた場合は、その都度提出して下さい。

※ 設置後、ミラー角度のズレ等の軽微な調整については、各地区で管理していただきますようお願い致します。

※ 公安委員会が設置する施設（信号機、横断歩道など）、及び大町建設事務所が設置すべき施設（国県道における施設）について申請があった場合は、村からそれぞれの機関に対し要望致します。

提出先：役場総務課 総務係 電 話：72-7002 FAX：72-7001 E-mail：somu@vill.hakuba.lg.jp
--